

4月の処方箋

4月の処方箋

～消費者センターは生活のお医者さん～



2週間前に折り込み広告に、100円で生活用品を販売していると掲載されていたので、特設会場に買いに行った。会場に入ると、何にでも効くと言って、野菜をカプセルにつめた健康食品を勧められ、体が楽になるのならと思い、320万円分契約し即支払った。後でよく考えてみると高額であり、健康食品の効果について疑問があるため解約したい。

(80歳代 男性)

<相談の経緯>

なににでも効くと言う勧誘は、健康増進法・薬事法違反になります。また、2年近くもの健康食品を一度に販売しており、過量販売であることを指摘して、センターから業者に交渉したところ、解約となり320万円全額が返金となりました。



ワンポイントアドバイス

《SF商法とは》

無料商品の配布をしたり、広告に「日用品の激安販売」などと載せることで客を集めます。会場では、面白い話をしながら日用品を、「欲しい人！」などと手を挙げさせながら次々に配り、雰囲気盛り上げていきます。競争意識をあおることにより冷静な判断力をなくさせ、買わなくては損といったような催眠状態を作り出し、布団、健康食品、磁気治療器などの高額商品を契約させるものです。高齢者が特に狙われやすい商法です。



この商品
欲しい人
お!!!

一度契約してしまっても、販売方法に問題がある場合は取消をすることができるので、あきらめずにご相談ください。地域の見守りで気づく場合もあります。近所で契約してしまったとの話しを聞いたら、但馬生活科学センターまでご相談ください。

